

事業計画

平成30年度

社会福祉法人備作恵济会若松園

若松園 基本方針

☆子どもたちの豊かな個性を大切にし、ひとりひとりの発達段階にそった自立支援を行うよう努めます。

☆職員と子どもたちが共の生活を通して信頼関係を築き、人間性・社会性を培うよう努めます。

☆子どもたちの自主性・自立性を重んじ、「子どもの最善の利益」を追求した生活環境を構築するよう努めます。

☆できるかぎり家庭に近いあたたかい雰囲気の中で、個々の子どもたちとの密接な関わりを持つことができるよう、「グループの小規模化」に努めます。

1. 平成30年度 運営目標

我が国に児童福祉法が制定されて70年が経過した。直近では平成28年6月に改正児童福祉法が公布され、法制定以来初めて児童を権利の主体として位置づけるなど、児童福祉の理念が改めて明確化された。

平成29年8月2日には、その改正児童福祉法を受けた国の検討会において『新しい社会的養育ビジョン』が取りまとめられた。その中には「就学前の子どもの施設への新規入所停止」「特別養子縁組・里親委託の極端な数値目標」「施設入所期間の限定化」等が突然に盛り込まれたことにより、現場には大きな驚きと衝撃が広がった。

児童養護施設においては、平成23年に示された『社会的養護の課題と将来像』に基づき、平成27年度を始期とする15年間の家庭的養護推進計画を策定し、施設の小規模化・地域分散化に伴う改築や建設計画等を進めつつある真ただ中であつたことから、現に養育を担っている職員はもちろん、これから子どもたちの養育に携わろうと考えている者たちにも計り知れない影響を与えることとなった。

施設の現状を見ると、被虐待経験がある子どもや障害を抱える子どもの入所が増加しているとともに、地域においては子育て家庭の孤立や生活困窮の問題が深刻化しており、児童養護施設は、子どもたちや家族の多様なニーズに正面から向き合うなかで、積み重ねてきた経験や専門性を生かし、今こそ社会の負託に応えていく必要がある。

当法人としては、今回のビジョンを受け平成30年度に前倒しされる都道府県推進計画の見直しにあたって、老朽化しつつある現在の建物の小規模化・地域分散化計画だけでなく、いかに子どもたちのために最適な養育を提供するかという観点から、「養育の質」に着目した将来像の再検討に全職員で取り組む。

また、地域の子育て相談の拠点としての役割を担うべくこれまで準備を進めてきた「児童家庭支援センター」開設に向け、関係機関との協力体制構築・情報収集等、鋭意前進させていくことを目標とする。

2. 平成30年度 重点項目

1) 施設の小規模化及び家庭的養護の推進と大人との信頼関係の構築

①小規模グループケア（かえで寮）を本園敷地内において一か所実施し、より家庭的な環境の中で児童支援を行うことで、被虐待児童を含む入所児童が他者との関係性を回復できるよう努める。

分園型小規模グループケア（なでしこの館）を同学区内において運営し、地域社会のなかで児童に家庭的な養育を行うことにより、児童の社会的自立が促進できるよう努める。

地域小規模児童養護施設（けやきの家）を同学区内において運営し、地域社会のなかで児童に家庭的な養育を行うことにより、児童の社会的自立が促進できるよう努める。

②入所児童に対しては担当制を敷き、主担当が副担当とペアを組むことで主になって関わりを持つ大人の存在を明確にし、連続性のある生活支援と、信頼関係・愛着関係の構築に努める。

③被虐待児など心理療法を必要とする児童においては、常勤の臨床心理士による心理療法を実施し、入所児童の心のケアに努める。

④特別な配慮が必要な身体疾患を抱える児童に対し、看護師を配置することで医療的ケアの向上に努める。

⑤児童は新規入所の際、多くの不安を抱えながら施設入所を迎えることから、家庭支援専門相談員や担当予定職員を中心に、入所前の一時保護所での面会や事前の施設見学の実施等を通し、児童の不安が軽減できるような取り組みを行う。

2) 「児童の最善の利益」に配慮した人権の尊重と発達の保障

①児童の個性を尊重し、一人ひとりの発達の段階において、自らの行為を主体的に選択することができる機会の保障に努める。

②児童の生育歴・家族関係・入所までの経過・児童の特性等、普段から児童の理解に努めるとともに、基幹的職員が中心となり計画的なケース検討会議を実施する。

③児童の「自立」とはただ単に生活の技術を身につけるだけでなく、一定の大人とのしっかりとした愛着関係と信頼関係が自立の基礎であることを職員が理解し、「自立支援計画票」の作成とそれに基づく支援の実践を行う。

④園内において、入所児童が暴力に頼らず問題を解決するスキルを身に着けることを目的とし、専門研修を受講しトレーナー資格を持った職員による心理教育プログラム「セカンドステップ」を実施する。

⑤当園が同学区内に所有している一軒家（なごみの家）を活用し、担当児童と職員との愛着形成の促進に寄与する取り組みや、高年齢児童に対する自立に向けた生活訓練を実施する。

⑥園内に設置してある「意見箱」に寄せられた意見に対し、一つひとつを真摯に受け止めて検証し、必要に応じた対応を行う。

⑦「苦情解決委員会」を年1回以上実施し、第三者委員を交え、苦情に対する適切な対応の在り方を検証する。

3) 学習支援

①児童の年齢や学年に見合った学習時間を設定し、学習に対する習慣づけを行うとともに、中学生児童等に対し基礎学力の強化を目的とし、当園職員による学習会を計画実施する。

②就学年齢以上の児童には、それぞれに専用の学習機を用意するなど配慮するとともに、集会室や日中保育室などの設備を有効に活用し、受験生等が静かに学習に集中できる時間と環境を整備する。

③学習障害等の発達障害を有するなどし、集団学習に困難さを抱える児童に対し、ボランティア

等を活用し個別に学習支援を行う体制を構築する。

④意欲のある児童には学習塾を活用して学習の機会を確保し、学習意欲の向上と自信につなげるよう配慮する。

⑤SBI 子ども希望財団の支援のもと、希望する児童の公文（英語）への通塾と、ALT（外国語補助教師）による「英語クラブ」を園内において毎月1回程度開催し、児童の英語力の向上と興味付けを行う。

4) 各種行事と余暇支援

①園全体で季節や時期に応じた各種行事を計画し実施する。

②キャンプなど、自然体験や様々な経験を積むことができ、さらに共に生活する仲間との楽しい思い出となるような行事を計画し実施する。

③休日や余暇を利用し、園内での「バレーボールクラブ」「うらじゃクラブ」の実施や地域のスポーツ少年団活動等の余暇支援活動を実施する。

④担当職員との個別外出などを通し、児童と職員とが楽しい時間を共有できる機会を設けるとともに、公共交通機関を利用して公衆道徳を身につけるなど、社会的自立に向けて多くの体験を積むことが出来るような行事を計画し実施する。

5) 家庭と施設との養育の協働

①保護者との信頼関係の構築に努め、家庭と児童との関係再構築に努める。

②家庭と施設との養育の協働を目指し、学校行事や園内行事への参加を可能な限り促す。

③児童の入所前から退所、更に退所後アフターケアに至る総合的な家族調整を「家庭支援専門相談員」が担い、家族調整の強化と早期の家庭復帰を目指す。

④児童の入所に際しては、可能な限り当該児童の保護者に対して来園を促し、園長同席のもと家庭と施設との養育の協働を依頼し、保護者と園の信頼関係の構築に努める。

6) 職員の資質向上のための研修事業

①職員の資質向上のための園内自主研修会の開催

②各団体が主催する研究会や研修会への職員の派遣

③岡山県児童養護施設等協議会【専門部会】への職員の派遣と研修、行事等への参加

④施設機能強化推進費等を活用して大学教授等の専門家を招き、園内研修やケースへのスーパーバイズを実施する。

7) 各関係機関との連携

①児童相談所をはじめとする各関係機関との関わりにおいては、基幹的職員・個別対応職員・家庭支援専門相談員等の専門職員と児童を直接ケアする職員等とが連携し、総合的に対応する。

②教育機関との関わりにおいては定期的な連絡会等を開催し、基幹的職員・個別対応職員・家庭支援専門相談員・各担当職員を中心に密に連携をとる。

③当園入所児童に係るネットワーク会議（調整会議・事例検討会議）が開催される場合、基幹的職員・個別対応職員・家庭支援専門相談員・心理士・児童担当職員等を派遣し、関係機関との連携に努める。

④児童精神科医との関わりについては、担当職員を中心に連携をとるが、必要な場合において基幹的職員・個別対応職員・心理士・看護師等も同行する。

⑤各医療機関との関わりについては看護師が中心となり、嘱託医との連携を保ちながら実施する。

⑥里親支援専門相談員を配置し、里親家庭との連携やフォロー、里親委託の推進に向けた活動

を行う。

8) 職員へのスーパーバイズ体制の確立

①専門研修を修了した基幹的職員を児童支援体制の中核に配置し、「自立支援計画票」の作成や進行管理、対応困難ケースや児童の問題行動に対する職員へのスーパーバイズを行う。

②基幹的職員・個別対応職員・家庭支援専門相談員等が協同し、職員に対し必要な時に迅速なスーパーバイズを行える体制を構築する。

③小規模ケアリーダー職員を配置し、小規模グループケア・地域小規模児童養護施設それぞれの単位内で生活する児童の生活指導、学習指導、職業指導および家庭環境の調整等のリーダー業務を行う。

9) ボランティアの受け入れと新規開拓

①ボランティア受付担当者を中心に、入所児童の状況やニーズに応じた新規ボランティアの開拓・受け入れを行う。

②学生サークルによる「学習ボランティア」を受け入れ、毎週1回程度、小学生を対象とした個別学習活動を行う。

③「読み聞かせ」ボランティアを受け入れ、毎月1回程度、小学生以下の児童を対象に、絵本の読み聞かせ活動を行う。

④ボランティア団体「ぐるーん」によるボランティアを受け入れ、日中保育児童への絵本の読み聞かせや手遊びを中心とした活動を行う。

⑤「ストーリーテリング」ボランティアを受け入れ、毎月1回程度、小学生以下の児童を対象に集会室でのストーリーテリング活動を行う。

⑥「少年サポートセンター」ボランティアを受け入れ、各学期に1回程度、児童への余暇支援活動を行う。

⑦「習字ボランティア」を受け入れ、夏休み・冬休み等の長期休暇を活用して児童への習字指導を行う。

⑧理容師による「散髪奉仕」ボランティアを受け入れ、児童への散髪奉仕活動を行う。

10) 施設の社会化（地域との交流等の開かれた施設づくり）

①広報誌「きらきら」の発行

②ホームページの管理運営

③若松園まつりの開催

[開催予定：平成30年11月4日（日）]

④地域住民への施設設備の開放

[卓球練習等地域住民の交流の場としての集会室の利用]

[災害時の緊急避難場所としての敷地・園内設備の利用]

⑤富山学区スポーツ少年団での活動

[剣道部、サッカー部]

⑥富山地区青少年育成協議会への職員の派遣

⑦富山地区交通安全母の会への職員の派遣

⑧富山小学校 PTA 活動への職員の派遣

⑨富山中学校の PTA 活動への職員の派遣

⑩富山学区または本村町内会による地域防犯活動への積極的参加

[夜間防犯パトロール]

[地域こども見守り隊活動]

[富山学区あいさつ運動]

⑪本村町内会、本村子ども会行事への参加。

[町内盆踊り大会、町内秋祭り、学区民体育大会、地域清掃活動、廃品回収 等]

3. 平成30年度 職員構成

平成30年

4月1日(予定)

職 種	施設長	個別対応 職 員	家庭支援 専門相談 員	里親支援 専門相談 員	児 童 指導員	保育士	栄養士	調理員等	事務員	心理士	看護師	合計
現 員	男	1			3	3						7
	女		1	2	1	10	3	1	4	1	2	1
合計	1	1	2	1	13	6	1	4	1	2	1	33

※ 非

常勤職員は除く

4. 平成30年度 児童構成

平成30年

4月1日(予定)

【定員：66名 (本園60名 + 地域小規模児童養護施設6名)】

【本 園】

	幼 児		小 学 生						中 学 生			高 校 生			合計
	日中	幼稚	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
男		2	2	1	1	2	2	5	1	2	3	3	1	1	26
女	4	2	1	1	1	2	2	1	1	2	2	4	2	1	26
小計	4	4	3	2	2	4	4	6	2	4	5	7	3	2	
合計	8		21						11			12			52

+

【地域小規模児童養護施設】

	小 学 生						中 学 生			高 校 生			その他	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年		
男		1				1			1	1		2		
合計	2						1			3				6

職員会議

職員朝礼

専門委員会

ケース検討会議

特別検討チーム

防災防犯委員会

環境整備委員会

生活向上委員会

保健衛生委員会

食育委員会

その他
(各種分掌業務)

- ・学力向上に関する特別チーム
- ・児童会体制構築特別チーム
- ・自立支援に関する特別チーム